伊万里・有田消防組合公告第１号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び伊万里・有田消防組合契約規則（平成２６年規則第４３号）第２条の規定により次のとおり公告する。

令和７年４月２５日

伊万里・有田消防組合　管理者　深浦　弘信

１　入札に付する事項

⑴　件　　名　　消防救急デジタル無線更新実施設計業務委託

⑵　仕　　様　　別紙、仕様書のとおり

⑶　納入場所　　伊万里市立花町（伊万里・有田消防本部）地内

⑷　納入期限　　令和８年２月２７日（金）

⑸　予定価格　　公表しない

⑹　最低制限価格　　設けない

２　入札参加要件

入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により、一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

⑵　この公告の日から入札の日までの間に、国又は地方公共団体から指名停止措置を受けている者でないこと。

⑶　国税及び地方税を滞納していない者であること。

⑷　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続の決定を受けている者を除く。）でないこと。

⑸　次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　自己又は自社の役員等が伊万里市暴力団排除条例（平成２４年条例第１号）第２条第４号及び有田町暴力団排除条例（平成２４年条例第１号）第２条第４号に規定する暴力団等である。

イ　役員等参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下

同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）である。

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。

エ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力して若しくは関与している。

カ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

キ　再委託等の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している。

⑹　九州管内に本社（本店）又は支社（支店）、営業所等を有し、伊万里・有田消防組合と緊密な連絡調整が可能であること。

⑺　建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）第２条の規定による電気電子部門として国土交通省の登録を受けていること。

⑻　本業務を遂行する上での情報管理に関して、ISMS 適合性評価制度の認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。

⑼　次の実績要件を全て満たすこと。

ア　過去に官公庁が発注した消防救急デジタル無線システムの設計実績が３件以上あること。（元請けとして完成・引き渡しが完了したものに限る。）

イ　消防救急デジタル無線システムの机上設計の設備を有し、自社で保有する SCPC 方式 260 MHz 消防救急デジタル無線システムの実験局で電波伝搬測定が行え、測定結果の評価を行った実績があること。

⑽　業務の実施にあたり以下の技術者を配置すること。

また、管理技術者、照査技術者及び主担当技術者の兼務は認めない。

ア　管理技術者

受注者は、消防救急デジタル無線システムに関する十分な知識と実務経験を有する自社の技術者を管理技術者として従事させること。

また、管理技術者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

なお、これを証明する書類（資格証明、実績を証明する資料等）の写しを提出すること。

(ｱ)　第一級陸上特殊無線技士以上の資格を有していること。

(ｲ)　過去に消防救急デジタル無線システムの設計業務を管理技術者として遂行

した実績を有していること。

(ｳ) 受注者と公告日前３ヶ月以上の雇用関係のある者。

イ　照査技術者

受注者は、消防救急デジタル無線システムに関する十分な知識と実務経験を有する自社の技術者を照査技術者として従事させること。

また、照査技術者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

なお、これを証明する書類（資格証明、実績を証明する資料等）の写しを提出すること。

(ｱ) 過去に消防救急デジタル無線システムの設計業務を照査技術者として遂行した実績を有していること。

(ｲ) 技術士（電気電子部門）又は RCCM（電気・電子）の資格を有していること。

(ｳ) 受注者と公告日前３ヶ月以上の雇用関係のある者。

ウ　主担当技術者

受注者は、消防救急デジタル無線システムに関する十分な知識と実務経験を有する自社の技術者を主担当技術者として従事させること。

本業務にあたり、主担当技術者は発注者と連絡を密に取り、設計協議、説明及び報告を随時行える体制を整え、業務全般にわたるマネジメントを行うこと。

また、主担当技術者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

なお、これらを証明する書類（資格証明、実績を証明する資料等）の写しを提出すること。

(ｱ) 第一級陸上特殊無線技士以上の資格を有していること。

(ｲ) 過去に消防救急デジタル無線システムの設計業務に従事した実績を有すること。

(ｳ) 受注者と公告日前３ヶ月以上の雇用関係のある者。

(11) 仕様書に定める業務を実施することができること。

(12) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

３　入札参加申請

入札に参加を希望する者は、事前に入札参加の申込みをしなければならない。

(1) 提出期間　　令和７年４月２５日（金）から令和７年５月２０日（火）

(2) 提出時間　　午前８時３０分から午後５時００分まで

(3) 提出場所　　〒８４８－００２７　佐賀県伊万里市立花町１３５５番地３
伊万里・有田消防本部　総務課
電話：０９５５－２３－２１１６

(4) 提出方法　　次項に掲げる書類を提出すること。なお、郵送の場合は提出期限

内に必着とし、発送後に必ず電話で連絡すること。

⑸　提出書類　　各１部

ただし、伊万里市又は有田町における令和６・７年度の入札参加資格の認定を受け、有資格者名簿に登載されている者については、イからコまでの書類提出を省くことができるものとする。

ア　条件付一般競争入札参加申請書（様式第１号）

イ　使用印鑑届兼委任状（様式第２号）

ウ　誓約書（様式第３号）

エ　印鑑登録証明書（入札参加申請書提出の前３ヶ月以内のもの、写し可）

オ　営業概要書（様式第４号）

カ　商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書
（入札参加申請書提出の前３ヶ月以内のもの、写し可）

キ　国税の納税証明書〔その３の３〕

ク　佐賀県税の納税証明書〔未納のない証明〕
※　県内に本店を有する者又は県内の支店等に委任する場合に提出

ケ　伊万里市税の納税証明書〔未納のない証明〕（専用様式）
※　市内に本店を有する者又は市内の支店等に委任する場合に提出

コ　有田町税の納税証明書〔未納のない証明〕（専用様式）
※　町内に本店を有する者又は町内の支店等に委任する場合に提出

４　注意事項

提出された書類については返却しないものとする。

５　入札参加資格の確認等

入札参加資格申請をした者のうち、入札参加資格のない者への連絡は令和７年６月４日（水）までに電話により行う。なお、入札参加資格のある者への連絡は行わない。

６　資格の適用範囲

この公告で定める入札に参加できる者の資格は、本業務に係る入札に限り適用する。

７　資格の取消し等

⑴　入札参加の資格を有する者が、入札の日までに２の入札参加要件を満たさなくなった時、又は満たさないことが判明した時は、本入札への参加を認めないものとする。

⑵　入札参加資格を取消した時は、当該資格者にその旨を通知する。

8　質問及び回答について

入札に関する説明会は実施しない。仕様書、入札全般等の質疑については、次により行うものとする。

⑴　提出期限　　令和７年５月１２日（月）午後２時００分

⑵　提出方法　　質問書（様式第５号）により「16　問い合わせ先」まで提出
（持参・FAX・電子メールにより提出可能）
※　FAX・電子メールの場合は到着を必ず確認すること。

⑶　回答方法　　令和７年５月１６日（金）までに伊万里・有田消防組合のホームページ上に掲載する。

9　入札及び開札の日時等

⑴　入札日時　　令和７年６月１０日（火）午後２時００分

⑵　入札場所　　伊万里・有田消防本部　２階　研修室

⑶　入札書は、⑵の入札場所へ持参すること。郵便による入札は認めない。また、代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。委任状の印鑑（代理者印鑑）と入札書の印鑑は同一であること。

⑷　開札は、入札後直ちに行う。

⑸　開札の結果、予定価格内の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は２回（１回目の入札も含め３回）を限度とする。

10　入札保証金

⑴　見限る契約金額の１００分の５以上の金額とする。ただし、伊万里・有田消防組合契約規則第２条に基づき、伊万里市契約規則第９条第１項各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

⑵　入札に参加する者は、当該入札前までに前項の金額を納付すること。また、伊万里・有田消防組合契約規則第２条に基づき、伊万里市契約規則第８条に規定する担保の提供をもって代えることができる。

⑶　落札者以外の入札保証金は、納付時に渡す入札保証金預り証と引き換えに還付する。

⑷　落札者の入札保証金は、契約を締結した後に還付する。

⑸　落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

⑹　入札保証金の還付の際には利息を付さないものとする。

11　入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

⑴　入札参加者の資格を有しない者のした入札

⑵　所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札

⑶　所定の日時までに所定の場所に到達しない入札

⑷　入札に際して、談合等による不正行為があった入札

⑸　同一事項の入札に対して、２以上の意思表示をした入札

⑹　委任状を持参しない者のした入札

⑺　記名及び押印のない入札

⑻　入札書の記載事項が確認できない入札

⑼　入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札

⑽　入札書の文字又は記号について消滅しやすい方法で記入された入札

⑾　伊万里市暴力団排除条例第２条第４号及び有田町暴力団排除条例第２条第４号に規定に規定する暴力団等のした入札

⑿　前各号に掲げるもののほか、あらかじめ指示した事項に違反した入札

12　入札の中止等

天災地変、公正な入札が妨げられるおそれ、その他やむを得ない理由が生じた時は、入札又は開札を中止する。

13　落札者の決定

⑴　予定価格内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

⑵　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ落札者を定める。この場合において、当該入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かせない者がある時は、これに代えて、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

⑶　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額で入札すること。

14　契約の締結

⑴　落札者は、落札の日から本組合が指定する日までに、次項に定める契約保証金を納付し、売買契約を締結すること。契約が締結されない場合は、その落札は失効するものとする。

⑵　契約保証金の額は、契約金額の１００分の１０以上の額とする。ただし、伊万

里・有田消防組合契約規則第２条に基づき、伊万里市契約規則第３２条第１項に該当する場合は、契約保証金の全部を免除し、又は一部を減額して契約を締結することができる。

⑶　契約保証金は、契約履行の確認後に還付する。この場合において、当該契約保証金には利息は付さないものとする。

⑷　契約金額は、入札書に記入された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とする。

15　その他

⑴　提出書類等に不備がある場合は無効となるので、この業務の入札に参加を希望する者は、事前に伊万里・有田消防組合ホームページ掲載の応募案内を確認した上で申し込むこと。

⑵　入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、伊万里市入札参加者等指名停止基準に準じて措置する。

⑶　この公告に定めるもののほか、入札参加申請、事務手続き並びに入札参加資格の欠格要件等については、伊万里市条件付一般競争入札試行要領（平成１９年１０月１日告示）の規定に準じるものとする。

⑷　その他入札及び契約に関する事項については、伊万里市契約監理課の規定等を準用する。

16　問合せ先

佐賀県伊万里市立花町１３５５番地３
伊万里・有田消防本部　総務課
電話：０９５５－２３－２１１６
FAX：０９５５―２３－１１２０
E-mail: soumu@imari-arita119.saga.jp